

市民公益活動団体自立化支援補助金の応募団体を募集

市内の市民公益活動団体(NPO法人やボランティア団体など)の活動活性化と自立化を促進し、「市民協働によるまちづくり」を推進するための補助制度に応募する団体を募集します。

①ファーストステップ補助金(初動期支援補助金)

対象 新結成または設立後おおむね3年以内の市民公益活動団体が行う事業
※1団体1回限り。

補助金額 限度額10万円以内

②スケールアップ補助金(事業拡大型補助金)

対象 設立後おおむね1年以上が経過し、着実に活動を展開しているが、自立化に向け活動拡大・充実に課題としている市民公益活動団体が行う事業 ※1団体3回まで。

補助金額 限度額50万円以内(ただし補助対象経費の2分の1以内)。

※①②とも募集期間は5月1日㊟～30日㊟です。

※応募資格や応募方法など、詳しくはお尋ねください。



㊟市民協働推進室 ☎24-1111

市役所組織の一部を変更

新たな部署の設置、業務の見直しなどにより、4月1日(火)から市役所の組織の一部が次のとおり変わりました。

新設

- 総合窓口・番号制度準備室(総務部)
総合窓口、社会保障・税番号制度の導入準備を担う専任部署を新設したもの

再編

- 看護専門学校再編(保健福祉部)
総合病院事業管理者への事務委任の廃止に伴い、保健福祉部内の課として見直しを行ったもの
- 消防局予防課の係再編(消防局)
業務の見直しに伴い、「指導係」と「危険物係」を再編し、「調査指導係」「広報係」「保安係」の3係としたもの

統合

- スポーツ振興課の係の統合(教育委員会)
業務の見直しに伴い、「管理係」と「スポーツ企画係」を統合し、「スポーツ振興係」を新設したもの
㊟行財政改革推進局 ☎24-1111

個人住民税の引き上げと防災・減災事業への活用

個人住民税均等割額の引き上げ

平成23年12月、国は東日本大震災を教訓として、全国の地方公共団体が防災・減災事業の財源を確保できるように、地方税の臨時特例法(※1)を施行し、26年度から10年間、個人住民税が引き上げられることになりました。本市においても、この特例法の趣旨を踏まえ、24年3月に市税条例を改正し、26年度から10年間、個人市民税の均等割の税率を下表のとおり引き上げることにしていますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

	改正前	改正後
個人市民税(年額)	3,000円	3,500円
個人県民税(年額)	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※1=臨時特例法：「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日公布)

※市県民税所得割の税率に変更はありません。

㊟市民税課 ☎24-1111

防災・減災事業への活用

個人住民税均等割の引き上げ分は、市民の皆さんの生命と財産を守るため、平成25年度に策定した「佐世保市防災・減災事業計画」に基づき、本市の防災・減災事業に活用します。

防災・減災事業例

避難所における備蓄体制の強化、地域における住民参加型の防災訓練の実施、防災行政無線の難聴地域対策、消防団の装備品の充実 など

㊟防災危機管理局 ☎23-9258

これまで個人住民税(市県民税)を納付書で納付していた給与所得者の皆さんへ

本市では、平成26年度から給与所得者の個人住民税は、原則として所得税と同様に、月々の給与引き去りに切り替わります。詳しくは5月末に事業所を経由して送付する「特別徴収税額の決定通知書」でご確認ください。

㊟市民税課 ☎24-1111

県総合防災訓練を開催

平成26年度の県総合防災訓練を県と本市を含む県北地区4市5町の主催で開催します。訓練は市民の皆さんが中心となる初期消火訓練や負傷者救護訓練のほか、地震などによる倒壊家屋からの救出や海上における遭難者の救助訓練などを行う予定です。なお、今回の訓練は例年9月に実施している市総合防災訓練も兼ねて行うものです。訓練は自由に見学できますので、どうぞご来場ください。

とき 5月27日㊟8時～12時40分 **ところ** 陸上自衛隊相浦駐屯地(大湯町)

㊟防災危機管理局 ☎23-9258



昨年の市総合防災訓練の様子

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会市民委員の募集

本市の歯・口腔の健康づくりに関する施策などにご意見をいただく市民委員を募集します。

対象 20歳以上の市民で、年2回程度の会議(19時開始予定)に参加できる人

募集人数 2人程度

任期 7月から2年間(予定)

報酬 会議1回につき8,800円

応募方法 ①住所②氏名③性別④生年月日⑤電話番号⑥職業⑦応募の動機を明記し、「わたしのお口の健康づくりと市民のお口の健康づくり」をテーマとする作文(800字程度)を添えて、健康づくり課へ郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(24-1346)、Eメール(kenkou@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで提出

締め切り 6月16日㊟消印有効

㊟健康づくり課 ☎24-1111

3月定例会市議会の議決事項など

3月定例会市議会は3月26日(水)に閉会し、1116億5576万円の平成26年度一般会計当初予算案など60議案が可決・承認等されました。

主な条例議案

- 佐世保市基金条例の一部改正の件

本市の暴力追放の推進を目的として、市民団体からの寄附金約2000万円を財源として暴力追放推進基金を創設するもの

㊟交通安全防犯推進室 ☎24-1111

- 佐世保市いじめ等対策連絡協議会等設置条例制定の件

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、佐世保市いじめ等対策連絡協議会と佐世保市いじめ防止対策推進委員会を設置するもの

㊟学校教育課 ☎24-1111

